

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について<u>15時間30分から31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>38時間45分</u>（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>（正規の勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（週休日の振替等）</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について<u>16時間から32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 任命権者は、職務の性質により前3項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>40時間</u>（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、再任用短時間勤務職員にあつては前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 任命権者は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p>

第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、墨田区規則で定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち墨田区規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として墨田区規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第3条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

（休憩時間）

第6条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合は1時間、継続して1昼夜にわたる場合は1時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、墨田区規則で定めるところにより、前項に定める勤務時間が6時間を超える場合の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる

第5条 任命権者は、職員に前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、墨田区規則で定めるところにより、第3条第1項又は第2項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち墨田区規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめ、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）ができる。

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第3条第1項の規定により、1日につき8時間の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。

〔同左〕

第6条 任命権者は、勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間、継続して1昼夜にわたる場合は1時間30分の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

〔新設〕

2 前項に定めるもののほか、任命権者は、職務の性質により特別の勤務を命ずる場合

場合には、必要な休憩時間を与えることができる。

4 前3項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合には、一斉に与えないことができる。

第7条 削除

には、必要な休憩時間を与えることができる。

3 前2項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合には、一斉に与えないことができる。

(休憩時間)

第7条 任命権者は、職務に支障のない限り、正規の勤務時間のうちに、その勤務時間4時間について15分の休憩時間を置かなければならない。

2 任命権者は、前項の規定によると能率を著しく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、人事委員会の承認を得て、休憩時間について別に定めることができる。

3 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても繰り越さない。

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。